

豊川市雨水浸透ます設置及び構造基準

(趣旨)

第1条 この基準は、雨水浸透ますの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「雨水浸透ます」とは、雨水を地中に浸透させる施設で、別図に掲げる構造のものをいう。

(設置場所)

第3条 雨水浸透ますは建物に対する安全性を配慮するとともに、浸透効果を有効に引き出せる場所に設置するものとする。ただし、次に掲げる場所には、設置してはならない。

(1) 周辺のがけ、擁壁等に悪影響を及ぼす可能性がある場所

(2) その他市長が雨水浸透ますを設置することが不適當であると認めた場所

(設置の指導)

第4条 市長は、この基準に基づき、雨水浸透ますの設置について指導することとする。